

平成30年度 仙台市交通局臨時職員採用試験案内

バス運転手教習生【春期】

平成30年2月26日
仙台市交通局

第一次試験日：4月15日(日)

申込受付期間：2月26日(月)～4月9日(月)

<受験申込は郵送（「簡易書留」等の確実な方法）に限ります。申込受付期間中の消印のみ有効です。>

この試験は、仙台市交通局の臨時職員（バス運転手教習生）の採用試験です。採用予定日は、平成30年7月1日です。採用後に、仙台市交通局内におけるバス事業の運営補助業務に従事しながら、自動車教習所へ通い大型自動車第二種運転免許（以下「大型二種免許」という。）を取得していただきます。

大型二種免許を取得した後は、原則として引き続き嘱託路線バス運転手として雇用します。嘱託路線バス運転手として一定期間勤務した後は、正職員への道も開かれています。

1. 募集する職及び採用予定人員

- (1) 募集する職 バス運転手教習生（臨時職員）
- (2) 採用予定人員 10名程度

2. 受験資格

次の(1)～(6)の要件を全て満たすこと。

- (1) 昭和58年4月2日以降に生まれた人
- (2) 平成27年7月1日以前に普通自動車運転免許を取得している人（AT限定可）
※平成30年4月15日時点で大型二種免許を取得している人（平成30年4月15日以前に大型二種免許を返納した人を含む）は受験できません。
- (3) 裸眼又は矯正による視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上あること
- (4) 平成27年7月以降に運転免許の停止・取消処分を受けていないこと。また、平成30年4月15日時点で交通違反に係る累積違反点数が3点以下であること
※違反・事故歴は「運転記録証明書」で確認できます。
- (5) 次のいずれかに該当する人
 - ア. 日本国籍を有する人
 - イ. 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
 - ウ. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者※日本国籍を有しない人は、採用後、担当できる職務などに制限があります。詳細については、総務課人事係までお問い合わせください。
- (6) 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない人
 - ア. 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ. 仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - エ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 受験申込手続

- (1) 本案内はさみ込みの受験申込書に必要な事項を漏れなく記入の上、所定欄に**自筆で署名**し、写真(縦4cm×横3cm、申込前3か月以内の撮影で、脱帽、上半身、正面向きのもの。写真の裏に名前を書くこと。)を貼って申し込んでください。また、受験票用はがきには必ず**62円切手**を貼付してください。なお、記入漏れがあるものや、写真が無いもの等は受理しません。
- (2) 申込は「〒980-0801 仙台市青葉区木町通 1-4-15 仙台市交通局総務課人事係」宛てに**郵送にて行うもの**とし(持参は不可)、封筒の表に「バス運転手教習生受験」と朱書きしてください。受付期間中(4月9日まで)の消印のあるものに限り受理します。
- (3) 受験票は4月11日(水)頃に郵送します。受験票が4月12日(木)中に届かない場合は、仙台市交通局総務課人事係(022-712-8307)まで照会してください。
- (4) 「運転記録証明書(3年分)」(原本)を、第一次試験日(4月15日)に忘れずに試験会場へ持参してください。「運転記録証明書」は、自動車安全運転センター(宮城県、仙南、古川及び石巻等の各運転免許センター内)で、手数料630円にて交付しています。**申込から交付まで7~10日程度必要**です。必ず、平成30年2月26日以降に交付されたものをご用意ください。
 なお、「運転記録証明書」の提出がない場合は、受験資格の有無を確認できないため、**原則として受験できません**。交付手続きの都合上書類が間に合わない場合には、事前に仙台市交通局総務課人事係(022-712-8307)までお問い合わせください。
- (5) 第一次試験当日(4月15日)は、受験資格確認のため「**運転免許証**」を持参してください。

4. 試験の日時・場所

試験		日時	試験会場
第一次試験	筆記試験	平成30年4月15日(日) 午前9時30分~12時頃	仙台市交通局本庁舎 7階研修室 (仙台市青葉区木町通1-4-15)
	適性検査		
	面接試験	平成30年4月15日(日) 午後1時~5時30分間の15分程度	
第二次試験	面接試験	平成30年5月10日(木)~ 12日(土)のうち指定する1日	仙台市交通局本庁舎 (仙台市青葉区木町通1-4-15)
	身体検査	平成30年5月10日(木)~ 11日(金)のうち指定する1日	宮城県結核予防会興生館 (仙台市青葉区宮町1-1-5)

- ◇ 第一次試験当日は、受験票、筆記用具(鉛筆(シャープペンシル可)・消しゴム)、時計、運転記録証明書、運転免許証を忘れずに持参してください。また、筆記試験・適性検査終了後、午後の面接試験の集合時間を指定します。面接試験の集合時間までの間は、一度試験会場から退出していただきます。
- ◇ 試験中は携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末等の使用は固く禁止します(時計の代わりに使用することも認めません)。試験時間中に使用を確認した場合は、受験資格を失うことがあります。
- ◇ 身体検査は、会場の都合等により日時が変更となる場合があります。

5. 試験の方法・内容等

試験	試験方法	内容
第一次試験	筆記試験	多肢選択式及び記述式による教養試験
	適性検査	職務遂行上必要な適性(職務・性格適性)を有するかどうかについての検査
	面接試験	個別面接試験(申込書記載内容に基づく試問)
第二次試験	面接試験	個別面接試験(業務適性に関する試問)
	身体検査	健康状態についての医学的検査

- ◇ 筆記試験の例題を交通局ホームページ(4ページ参照)に掲載しています。

6. 合格発表

発表日時		掲示場所
第一次試験	平成30年4月25日(水) 午後1時	交通局本庁舎 西側掲示板
最終発表	平成30年5月30日(水) 午後1時	

- ◇ 合格者には通知書を郵送しますが、発表後4日たっても届かない場合は総務課人事係に照会してください。なお、合格者の受験番号は交通局ホームページ（4ページ参照）にも掲載します。
- ◇ この試験の結果については、仙台市個人情報保護条例に基づき、口頭で開示を請求することができます（下表参照）。

対象	開示内容	期間	申込方法
第一次試験の不合格者	第一次試験の順位及び総合得点	それぞれの試験の合格発表日から1か月間	受験者本人が、受験票又は本人を確認できる書類（運転免許証等）をお持ちの上、午前9時から午後5時までの間に仙台市交通局総務課人事係まで口頭で申し込んでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しません。なお、電話、手紙等での申込はできません。
第二次試験の不合格者	第二次試験の順位及び最終得点		

7. 採用の時期等

- (1) 採用予定日は平成30年7月1日です。
- (2) 第一次試験日以降、採用予定日までの間に運転免許の停止・取消処分を受けていたり、交通違反に係る累積違反点数が3点以上になっていることが判明した場合は、採用しないことがあります。
- (3) 採用後3か月間（平成30年7月1日から平成30年9月30日）は、臨時職員として、バス事業に係る事務作業の補助、路線バス添乗による路線研修等に従事しながら、大型二種免許を取得するため自動車教習所へ通っていただきます。自動車教習所は交通局が指定します。
- (4) 大型二種免許取得にかかる費用は交通局が負担します。ただし、運転免許センターでの免許交付時に必要となる免許交付手数料(平成30年2月現在2,050円)は自己負担となります。
- (5) 臨時職員としての雇用期間終了後は、引き続き採用年度の3月31日まで嘱託路線バス運転手として雇用します。ただし、臨時職員としての雇用期間内に大型二種免許を取得できなかったり、勤務態度が良好でない等の理由がある場合には、雇用しない場合があります。

8. 報酬等

- (1) 平成30年7月1日以降の臨時職員期間（免許取得期間）の日給は6,330円の予定です（平成30年2月現在。今後改定する場合があります。）。この他に、規定により超過勤務手当や通勤手当が支給されます（賞与、退職金は支給されません。）。
- (2) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入します。
- (3) 業務上及び通勤途上の災害については、労働者災害補償保険が適用されます。
- (4) 年次有給休暇は3日付与されます。
- (5) 公休日は原則として土日及び祝日ですが、業務の割振りにより勤務を命ずる場合があります。

9. 嘱託路線バス運転手として雇用された場合の労働条件等

- (1) 平成30年10月1日以降、嘱託路線バス運転手として雇用された場合は、約2か月間の研修の後、市営バスに乗務していただく予定です。
- (2) 雇用期間は、採用年度の3月31日までですが、勤務実績及び本人の希望等により、1年毎に雇用期間を更新することができます。
- (3) **週30時間労働**の基本月額は、採用当初165,000円で、採用3年目の4月以降は176,100円、採用5年目の4月以降は187,200円となります（平成30年2月現在。今後改定する場合があります。）。この他に、規定により超過勤務手当や通勤手当等が支給されます（仮に

週 40 時間勤務した場合、週 10 時間分の超過勤務手当が支給されます。賞与、退職金は支給されません。)。なお、嘱託路線バス運転手の平成 28 年度の平均年収は約 350 万円です。

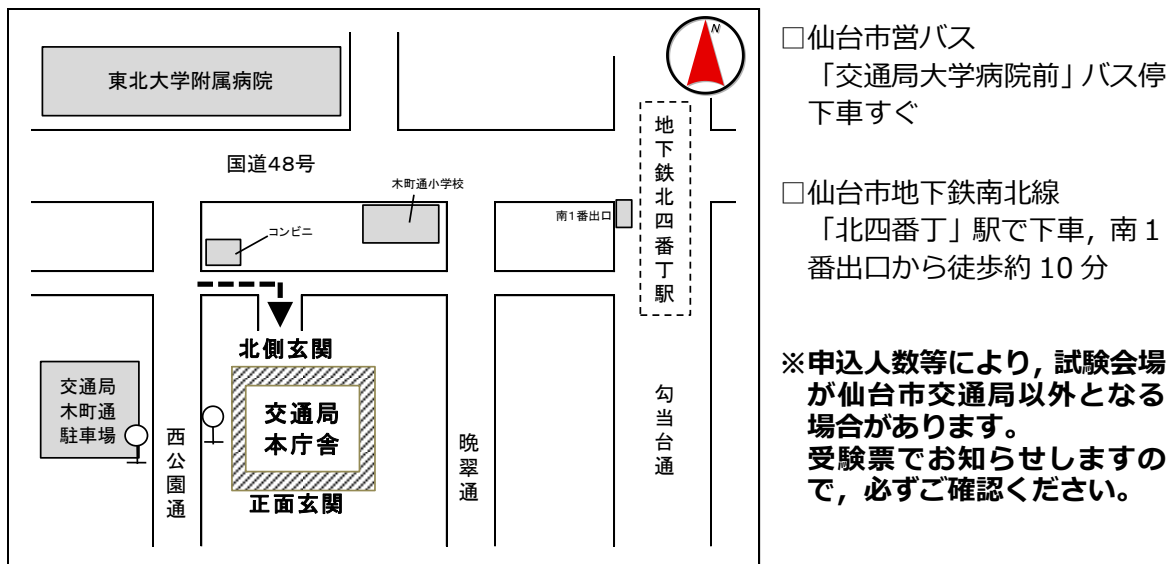
- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入します。
- (5) 業務上及び通勤途上の災害については、労働者災害補償保険が適用されます。
- (6) 年次有給休暇は雇用期間に応じた日数が付与されます。雇用期間更新時には通算の雇用期間に応じた日数が付与されます。
- (7) 公休日は 4 週間当たり 7 日で、各営業所長が勤務表にて割当てます。
- (8) 嘱託路線バス運転手として一定期間勤務すると、正職員採用選考を受験することができます。

10. その他

受験資格がないことが判明した場合や申込書記載事項に虚偽があることが判明した場合は、不合格あるいは合格取り消しとなることがあります。また、採用後に判明した場合には解雇となることがあります。

第一次試験会場案内図

仙台市交通局本庁舎 7 階研修室 (住所: 〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 15 号)



- 第一次試験（筆記試験）当日は閉庁日のため、南側正面玄関は閉鎖しています。北側玄関からお入りください。
- 当日の開場は午前 9 時 10 分の予定です。北側玄関にて受験票の確認を行います。
- 試験会場には駐車場がありませんので、自家用車での来場は禁止します。バス又は地下鉄をご利用ください。
- 庁舎敷地内は全面禁煙です。

受験手続その他受験に関するお問い合わせは

仙台市交通局総務部総務課人事係
〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目 4 番 15 号
☎022(712)8307
仙台市交通局ホームページ <http://www.kotsu.city.sendai.jp/>

